

会 則



第1章 総 則

【名称】

第1条 本クラブはザ・カントリークラブ（以下、本クラブという）と称する。

【目的】

第2条 本クラブはリゾートトラストゴルフ事業株式会社（以下、会社という）が経営する滋賀県甲賀市信楽町牧1782番地2所在のゴルフ場及びその付属施設（以下、本施設という）を利用して、健全なゴルフの普及発展に努めると共に、プレイヤーの体位の向上、健康の増進を図り、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

【事務所】

第3条 本クラブの事務所はゴルフ場のクラブハウス内に設置する。

第2章 会 員

【会員の種類】

第4条 本クラブは、次の会員をもって組織する。

- ① 特別会員 20名以内
- ② 正 会 員（個人・法人） 1,800名以内
- ③ 平日会員（個人・法人） 500名以内

会員の権利及び義務は本会則に定めるものの他は、細則に定めるところによる。

2. 特別会員とは会社の取締役会及び本クラブの理事会において承認された者とする。特別会員は一身専属の資格とし、譲渡・相続は認めない。特別会員として承認された理由が消滅した時、会員資格を喪失する。

3. 正会員及び平日会員は、次の各号とする。

- ①毎年年会費支払を条件に本クラブのプレー権のみを保証された者で2007年12月13日現在会員資格を有する者（以下、無額面会員という）
- ②所定の入会手続きにより会社の入会審査及び理事会の入会承認を受け、且つ会社が定める入会金及び償却保証金を会社に払い込むことにより、その資格を取得した者（以下、預託金会員という）
- ③所定の入会手続きにより会社の入会審査及び理事会の入会承認を受け、且つ会社が定める入会金を会社に払い込むことにより、その資格を取得した者（以下、入会金会員という）（入会金会員のうち、会員本人のみを登録する者を入会金会員Sといい、会員に本人に加えてファミリーメンバー（入会金会員の三親等以内の者）1名をセットで登録することが可能な者を入会金会員SFという）。

【権利】

第5条 会員は次に定める権利を有する。

- ① 特別会員及び正会員は、会員として本施設を、会社が別に定める休業日を除く全営業日の営業時間内に所定の条件で利用することができる。
- ② 平日会員は、会員として本施設を、会社が別に定める休業日を除く月曜日から金曜日（祝日を含む）の営業時間内に、所定の条件で利用することができる。
- ③ 本クラブ主催の競技会、その他行事に所定の条件で参加することができる。
- ④ 本クラブのハンディキャップの査定を受けることができる。
- ⑤ ゲストを同伴又は紹介することができる。

【義務】

第6条 会員は次に定める義務を負う。

- ① 会員は、本会則及びその他本クラブ諸規定を誠実に遵守し理事会、各種委員会及び会社が決定した事項に従わなければならない。
- ② 会員は、第三者に会員名義を貸与してはならない。

③ 会員は、本クラブ若しくは会社の名誉・信用・品位を毀損するような行為、本クラブの秩序を乱すような行為及び本クラブ若しくは会社の不利益となる行為をしてはならない。

④ 会員は、ゲストとして暴力団関係者及び反社会的団体に所属する者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、刺青等がある者を同伴又は紹介してはならない。

⑤ 会員は、同伴又は紹介したゲストの行為及び諸支払いについて連帯してその責任を負わなければならない。

⑥ 会員は、会社が別に定める年会費及び本クラブの利用に伴う諸費用（以下、年会費等という）を納入しなければならない。但し、会社は、特別会員については、その納入義務を免除することができる。

第3章 入会及び退会

【入会手続】

第7条 本クラブに入会しようとする者は、所定の入会申込書を必要書類と共に提出し、理事会の入会の承認を得た後、所定の期日までに第9条に定める入会時費用を会社に払い込まなければならない。また、新規入会の預託金会員はこれと合わせて第10条に定める償却保証金も会社に払い込まなければならない。

2. 法人会員は、その指名する者1名を会員として登録するものとし（以下、法人登録者という）、法人登録者のみが本会則第5条の権利を有するものとする。また、法人登録者は本会則第6条の義務を負うものとする。

個人会員は、自己又は第三者を会員として登録できるものとし、自己を登録した場合は本人登録、第三者を登録した場合を代行登録という。代行登録の場合は、代行登録者のみが会員資格を有し、本会則第5条の権利を有するものとする。また、代行登録者は本会則第6条の義務を負うものとする。

3. 第2項の登録者の行為については、それぞれ指名した法人又は個人が全ての責任を負うものとする。

4. 入会資格審査については、会社の審査手続きに基づいて行う。特に暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員又は、これらの関係者、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者、刺青等がある者、及び本クラブの秩序を乱す恐れのある者は、入会を認めない。

入会承認の適否の理由は、明示しない。また、入会を拒否された場合は、これに対する異議申立てすることはできない。

【登録者の変更】

第8条 法人登録者・個人代行登録者の変更については、理事会の承認を得て所定の名義書換料を納入しなければならない。

【入会時費用及び会員費用】

第9条 入会金、年会費、名義書換料等の入会時費用及びゴルフ場利用料金、その他諸費用は、会社がこれを定める。納入後は理由の如何を問わず返還しない。

【償却保証金】

第10条 償却保証金は、会社が無利子で預かるものとし、据置期間は償却保証金を納入した時より15年間とする。会員資格喪失の場合は、据置期間経過後に、請求により所定の手続をとった上、会社から返還するものとする。償却保証金の金額については、会社がこれを定める。

2. 償却保証金の内50%は、将来的かつ長期的にゴルフ場を常に良好な状態で会員に提供していくための対価として会社が30年間毎年定額にて償却し減額されるものとする。なお、前項の据置期間を経過せず会員資格を喪失した場合は、所定の手続をとった上、償却保証金は、その資格喪失年度までの償却を差引いた額を据置期間後に返還する。

3. 天災地変、社会・経済情勢の著しい変化が生じた時、又はクラブの運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのある時、その他会社の経営を円滑に遂行するため必要のある時は、会社の取締役会及び理事会の決議によって償却保証金の据置期間、償却期間及び償却金額を変更することができる。

4. 会員が退会した時は、会社に対する償却保証金返還請求権を他に譲渡することはできない。

5. 償却保証金を返還する場合は、会員に未納金もしくは未払金等債務がある時は償却保証金と相殺し、その残額を返還する。

6. 償却保証金証書は、会社の承諾なくして他に譲渡したり質権の設定その他一切の処分の対象とすることはできない。

【資格喪失】

第11条 会員は、次の各号の一に該当した場合は、その資格を喪失する。

- ① 会員たる地位の譲渡
- ② 自主退会

- ③ 除名
- ④ 個人及び法人が破産した時
- ⑤ 死亡及び法人会員登録者が母体法人から退職又は母体法人の解散
- ⑥ 無額面会員が年会費支払いを請求の日から1年以上滞納した時。この場合は理事会の承認を必要としない。
- ⑦ その他前各号に準ずると認められた時。
- ⑧ 第25条により本クラブが解散した時。

【資格停止・除名】

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は理事会の決議により、その状況に応じ除名、退会勧告もしくは一定期間その資格の停止処分をすることができる。

- ① 暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員またはこれらの関係者であること、暴力団でなくなって5年を経過しない者、刺青等があることが判明した時。もしくはこれらの者と知りながらゲストとして紹介した時。
- ② 本クラブの名誉、信用、品位を毀損し、又は秩序とエチケットを乱す等、本クラブ会員としての品位を汚損する行為があった時。
- ③ 本会則または本クラブの諸規則に違反した時。
- ④ 年会費その他本クラブに対する債務の支払を請求の日から起算して3ヶ月以上滞納した時。
- ⑤ 本クラブ入会前後を通じて、本クラブ又は会社に対する申告・届出に虚偽があることが判明した時。
- ⑥ その他理事会及び会社において処分が妥当と認められる行為があった時。

【会員たる地位の譲渡】

第13条 会員は、予め理事会の承認を得、会社が認めた時は、無額面会員は会員の地位を、預託金会員は償却保証金に関する権利と共に会員の地位を、入会金会員Sまたは入会金会員S Fは入会后3年を経過した時から会員の地位を譲渡することができる。

- 2. 会社は、会員募集の妨げとなるおそれ、その他特別の理由がある場合、理事会の承認を得て一定期間譲渡を禁止（制限）することができる。なお、譲渡禁止解除は、会社がこれを行うことができる。
- 3. 会員の地位を譲り受けようとする者は、入会申込書等を提出して入会審査を受け、理事会の承認を得たのち、会社が別に定める譲渡手続を行なうとともに名義書換料を会社に支払うことにより、譲渡人の権利義務のすべてを継承する。

【相続】

第14条 個人会員が死亡した時は、相続人1名に限り第7条に定める入会手続をなし、所定の名義書換料を支払い、登録されている会員資格を承継することができる。

【退会手続】

第15条 会員が任意退会する時は、理事会及び会社に所定の手続による届出をなすものとする。

第4章 役員及び理事会・委員会

【役員の種類】

第16条 本クラブに次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 常務理事 1名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 若干名

但し、会社は、必要に応じて、理事会の承認を得て、その他の役員を置くことができる。

【選任及び任期】

第17条 役員は全て名誉職とし、会社がこれを委嘱する。その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2. 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を継続して行う。

【職務】

第18条 理事長は本クラブを代表し、理事会を主宰し会務を統括する。

- 2. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長支障のある場合はその職務を代行すると共に業務の執行にあたる。
- 3. 監事は本クラブの会務を監査する。

【理事会】

第19条 理事会は、理事長が必要に応じて召集し、理事長が議長となる。

- 2. 理事会は、次の事項を審議決定する。
 - ① 本会則の改定。
 - ② 本会則上理事会の承認事項とされている事項。
 - ③ 本クラブの組織・運営に関するその他重要事項。
- 3. 理事会の決議は出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。但し、理事は、委任状により、他の出席理事、又は代理出席者に議決権を代理行使させることができる。

【委員会】

第20条 理事会は本クラブの運営を円滑にするため、各種の委員会を置くことができる。

- ① コンペティション委員会
- ② ハンディキャップ委員会
- ③ フェローシップ委員会
- ④ コース委員会

- 2. 委員会の委員長及び委員は、理事会が会員の中から選任し、委嘱する。
- 3. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【名誉職】

第21条 役員及び委員はすべてを名誉職とし、報酬は受けない。但し、職務のために要した費用は会社の負担とする。

第5章 会計

【事業年度】

第22条 本クラブの事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【会計処理】

第23条 本クラブの会計は、会社がこれを行い、本クラブの収入、支出、資産並びに負債は、すべて会社に帰属するものとする。

第6章 付 則

【会則の改定】

第24条 本会則の改定は、会社が理事会の承認を得て行う。本会則を改定した場合は、改定前に入会した会員にも適用する。

【事業の廃止】

第25条 会社はやむを得ざる事情が発生した場合、会社は取締役会の決議及び理事会の決議を経た上、全会員に償却保証金を返還し、本事業を廃止することができる。

【細則】

第26条 本会則に付随する細則は、会社が別に定める。

〔付記〕	2004年4月1日施行
	2004年4月20日改定
	2007年12月13日改定
	2012年11月14日改定
	2022年10月31日改定